

税制上の優遇措置について

所得税について

A) 所得控除

これまで、東京フィルに適用されていた制度です。所得控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。所得金額に比して寄附金額が大きい場合には、税額控除より減税効果が大きくなります。

B) 税額控除

新たに導入された制度です。税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、既存の所得控除と比較して、ほとんどのご寄附について減税効果が大きくなります。

控除のしくみ	算 式
A) 所得控除	寄附金控除額 = 寄附金額 - 2,000円 →課税所得金額からの控除 ※寄附金額は所得の40%が限度
B) 税額控除	寄附金控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 40% →所得税額からの控除 ※控除額は所得税額の25%が限度 ※寄附金額は所得の40%が限度

◆確定申告における必要書類

- A) 所得控除申請をされる方 → 東京フィルが発行しました寄附金の領収証のみ
 B) 税額控除申請をされる方 → 東京フィルが発行しました寄附金の領収証と「税額控除に係る証明書」

個人住民税について

これまで通り、東京都へお住まいのお客様は、所得税とは別に個人住民税控除も受けることができます。ご不明な点などがございましたら、東京都主税局までお問い合わせをお願いいたします。尚、東京都以外にお住まいの方は、地域により対応が異なりますので、お手数ですが、お住まいの区市町村税務担当課へお問い合わせください。

東京都主税局 課税部 課税指導課 **03-5388-2956**

寄附金税額控除の詳しい内容については、ウェブでもご確認ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/> 東京都主税局HP ▶ 税目から調べる ▶ 個人住民税

控除される税額

●東京都の場合

個人住民税額から、「(寄附金額 - 2,000円) × 4%」に相当する税額が控除されます。
 ※寄附金額は所得の30%が限度

●お住まいの区市町村で控除対象寄附金として条例で指定している場合

個人住民税額全体から「(寄附金額 - 2,000円) × 10%」に相当する税額が控除されます。